

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育総務課</p>
	<p>担当者名 林 令子</p>
	<p>電話番号 三一八一</p>
<p>制定理由 合議制の教育委員会の活性化等に資するため、教育委員会の会議に関する事項について、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 会議の招集に関する規定について、所要の改正を行うこととした。 二 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>備</p>
<p>関係法規 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)</p>	<p>考</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 三好 登美子

徳島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会会議規則(昭和三十一年徳島県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「毎月一回」を「毎月二回」に改め、同項に次のただし書きを加える。
ただし、特別の事情があるときは、定例会の回数を変更することができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(会議の招集) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議は定例会及び臨時会とし、定例会は毎月二回、臨時会は必要に応じ委員長がこれを招集する。ただし、特別の事情があるときは、定例会の回数を変更することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(会議の招集) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議は定例会及び臨時会とし、定例会は毎月一回、臨時会は必要に応じ委員長がこれを招集する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>